―― 社会課題を、超えていく。――

UR都市機構

令和８（2026）年 11 月 24 日
独立行政法人都市再生機構

子育て世帯・若者夫婦世帯
申込優先受付期間を３営業日から５営業日に拡大

独立行政法人都市再生機構（以下、ＵＲ都市機構）は、ＵＲ賃貸住宅への入居を希望する子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とした情報提供サービスおよび申込優先受付を全国で導入しています。

このたび、子育て世帯・若者夫婦世帯の申し込み機会の拡充を図るため、令和８年 11 月 26 日（木）から、申込優先受付期間を現行の３営業日から５営業日に拡大します。

■ 概要

ＵＲ賃貸住宅（新規賃貸住宅等の一部住宅を除く）については、空室情報をＵＲ営業窓口のほか、フリーダイヤル、ホームページ等でご案内し、申込受付は先着順としています。

一部の対象団地では、空室の募集開始に先立ち、情報提供サービスにご登録いただいた子育て世帯・若者夫婦世帯へＥメールで空家情報をご案内し、一定期間、対象世帯に限定した申し込みを受け付け（以下、優先受付期間）ています。

■ 対象世帯

情報提供サービスへの申し込み時点で、以下の要件のいずれかに該当する方が対象です

（１）子育て世帯

ご契約いただく方（契約名義人）と現に同居する、満 18 歳未満の子を扶養している世帯

（「子」には孫、甥、姪等の親族を含む。妊娠している場合も対象）

（２）若者夫婦世帯

ご契約いただく方（契約名義人）または配偶者のいずれかが 40 歳未満の夫婦世帯

■ 変更内容

優先受付期間を現行の３営業日から５営業日に拡大します。

■ ＵＲの営業窓口

お近くの営業窓口はホームページからご確認いただけます。

←UR 募集窓口ホームページの 2 次元コード

https://www.ur-net.go.jp/chintai/counter/

■ 情報提供サービス・申込優先受付の流れ

STEP 1



ＵＲ営業窓口へお問い合わせ

対象団地を管轄するＵＲ営業窓口へお問い合わせください。

STEP 2



情報提供サービスにお申込み

ご希望に沿う空室がない場合、対象団地を選択し、家賃額・間取り等の希望条件をお客様ご自身の端末から登録します。

STEP 3

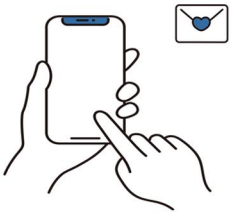

空室情報をＥメールでご案内

登録した希望条件に合う空室の募集を開始する際、Ｅメールでご案内します。

STEP 4



ＵＲ営業窓口でお申し込み

Ｅメール送信開始日を含む**5営業日の間**、対象の空室は、子育て世帯・若者夫婦世帯からの申し込みに限定して受け付けます。

■ ご利用に当たっての注意事項

- 情報提供サービスによるＥメール送信期間は 30 日間です。送信期間の延長には別途お手続きが必要となります。
- 情報提供サービスは空室をご案内するものであり、特定のお客様に空室を確保するものではありません。また、当サービスをご利用になる他のお客様と、希望条件が重複することにより、ご希望の空室へのお申し込みができない場合があります。
- 優先受付期間の終了後は、通常の先着順募集となります。

■ 対象団地

対象団地及びサービスの詳細は、ＵＲ都市機構ホームページまたはＵＲ営業窓口でご確認ください。

【お問い合わせ先】
住宅経営部営業推進課　　電話：０４５−６５０−０２４３
広報室広報課（報道担当）　　電話：０４５−６５０−０８８７

本資料配布先：国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、お付き合いのある記者の方々

ＵＲ都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955 年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害対応支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

https://www.ur-net.go.jp/

社会課題を、超えていく。
UR都市機構

参画パートナー
UR都市機構は、GREEN×EXPO 2027 に参画しています。

©Expo 2027